

## 組合員(事業主)の皆様へ

犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける『協力雇用主』を募集しています。

### 刑務所出所者等に対する就労支援への御協力について

法務省(刑務所、少年院、保護観察所)では、犯罪や非行をした人が仕事に就き、円滑な社会復帰を果たせるよう支援することにより再犯を防止することを目的として、厚生労働省と連携した「刑務所出所者等に対する総合的就労支援対策」を実施するなど、刑務所出所者等の就労支援を実施しています。

刑務所出所者等の更生実現は、安全安心の社会作りに不可欠なものであることから、下記の事項に協力可能な事業所がございましたら、奈良保護観察所または奈良少年刑務所までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

#### 1. <協力雇用主制度>

##### 事業所見学会の受入れ

就労への意欲を引き出すため、実際の職場等を見学させていただきます。

##### 職場体験講習の受入れ

就業への自信をつけるため、5日～1ヶ月程度、実際の業務を体験させていただきます。講習委託費(一人当たり最高24,000円)をお支払いいたします。

##### 雇用

雇用に当たって、どんな人か心配...というときは、3か月以内の試行雇用(トライアル雇用)をし、最高月額4万円のトライアル雇用奨励金を受け取れます。また、身元保証人がいない本人が雇用者に業務上の損害を与えた場合、100万円を限度として見舞金が支払われる身元保証制度も利用できます。

**雇用保険等社会保険に加入していない事業者については、講習委託費、トライアル雇用奨励金の支給を受けることはできません。**

**NPO 法人奈良県就労支援事業者機構(奈良保護観察所内)においては、対象者を雇用した協力事業主に対する助成を行っています。**

お問合せ 連絡先 奈良市登大路町 1-1

『奈良保護観察所』処遇部門(就労支援担当)

電話番号 0742-23-4868(代)

#### 2. <刑務作業>の発注

受刑者の勤労意欲を高め、技能修得の機会となる「刑務作業」を発注していただける事業所を探しています。

お問合せ 連絡先 奈良市般若寺町 18

『奈良少年刑務所』処遇部企画部門(職業訓練担当)

電話番号 0742-22-4961(代)

ホームページ <http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/KEIMUSAGYO/>

**支援に関する組合へのお問合せ先『奈良県建築協同組合』担当 事務局長 松田まで**

# 協力雇用主への御応募, ありがとうございます。

～あなたの善意と熱意で更生の決意を支え, より良い地域社会の実現に御協力ください～

御応募に当たっては, 以下の項目に必要な事項を記入の上, 貴社の所在地を管轄する最寄の保護観察所に本用紙を送付してください。

なお, 全国の保護観察所の連絡先は, 法務省ホームページで紹介しています。

貴社の名称 (必須)

貴社の郵便番号 (必須)

貴社の所在地 (必須)

貴社の電話番号 (必須)

御担当部署  
又は御担当者名

貴社の業種 (必須)

貴社の業務内容 (必須)

求人条件

必要資格

人はみな、  
生かされて  
生きてゆく。  
更生保護ネットワーク



応募のきっかけを教えてください。(複数チェック可)  パンフレット等を見て  保護司の紹介  同業者の紹介  
 協力雇用主から話を聞いて  インターネットを見て

※応募受付後, 最寄の保護観察所から御連絡を差し上げますが, 応募内容によっては御連絡をいたしかねる場合がございます。また, 御応募いただいても, 就職可能な者がいない場合もございます。あらかじめ御了承ください。



犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける  
**「協力雇用主」**を募集しています。



法務省

厚生労働省

# 大きなはじめの一歩のために

**なぜ** 犯罪や非行をした人に就労の支援をするのか…不思議に思われるかもしれませんが。

犯罪や非行をした人を排除するばかりでは、安全・安心な社会を実現することはできません。これらの人たちが社会に帰ってきたとき、その更生の決意を支え、立ち直れるよう援助し、健全な社会の一員とすることが必要です。

特に職に就き、責任のある社会生活を営むことは、立ち直りに向けた大きなはじめの一歩になるのです。

## 就 労 に 向 け て

### 刑務所等や少年院では

刑務作業や職業訓練・補導を通じて、様々な資格を取得し、企業で活躍したいと考えている人もたくさんいます。



### 保護観察所では

保護司など民間ボランティアとともに、社会生活に適応するための指導や助言を行い、また、就職をした後の相談にも乗っています。



### 公共職業安定所（ハローワーク）では

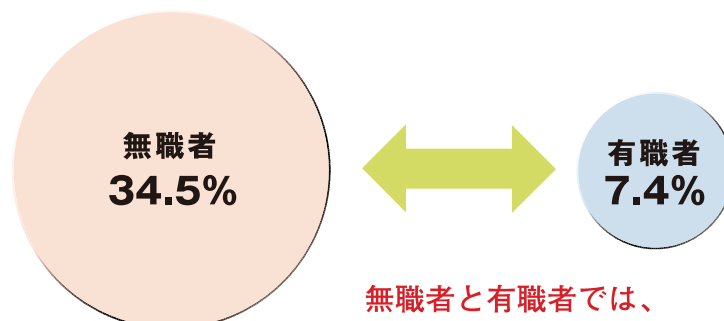
職業紹介サービスのほか、雇用主や本人にするフォローアップなども行っています。



## 協力雇用主

### 協力雇用主の力

(平成20年)



無職者と有職者では、再犯率が大きく異なります。

## [協力雇用主の皆様にお願ひしたいこと]

### 事業所見学会の受入れ

#### 仕事のおもしろさを伝えて下さい

実際の職場や社員寮等を見学することにより、就労への意欲を引き出します。

5日~1か月  
程度

### 職場体験講習の受入れ

#### 実際の職場を見せて下さい

実際に職場環境や業務を体験することにより、就業への意欲が増します。  
(講習委託費をお支払いします。)

原則として  
3か月間

### 刑務所出所者等の雇用

#### どんな人が心配…というときは

**短期間の試行雇用(トライアル雇用)の制度が利用できます。**(試行雇用奨励金を受け取れます。)

1年間

**身元保証制度を活用できます。**(就労時の身元保証人が確保できない人について、本人が雇用者に対して業務上の損害を与えた場合で、必要と認められるときには、見舞金を支払う制度です。)

(見舞金の額には上限があります。)  
(雇用主側の負担はありません。)

※ 刑務所出所者等とは、刑務所を出所した人、少年院を出院した人、保護観察を受けている人などです。

※ 雇用保険等社会保険に加入していない事業者については、講習委託費、試行雇用奨励金の支給を受けることができません。

# 協力雇用主

## という社会貢献、やってみませんか。

### 協力雇用主、語る



### 助けられたのは、むしろウチらだよ。

(有) 調布清掃 総務課長 加納 啓有さん

近所の保護司さんの紹介で、非行をしてしまった少年を雇いはじめました。最初は先輩たちに「あいさつをちゃんとするんだぞ」と怒られていましたが、すぐに改善されましたね。少年の事情を知っているのは幹部だけなので、非行少年だという先入観がない同僚たちからの評価が高いついていうことは、少年の真面目な仕事ぶりが本物であると思いました。

待遇も他の従業員と何一つ変わりがありません。ウチの仕事は厳しいので若者はすぐ辞めてしまいがちですが、むしろ彼らはけっこう根性があります。彼らの立ち直りを手伝おうと雇いはじめたのですが、助けられたのはむしろ会社のほうですね。

嬉しかったのは、働きながらも苦勞して定時制の高校を卒業したこと。この時は、協力雇用主をやっていて本当に良かったと思いました。

ハローワークの紹介で面接してみて、自分たちが良いと思った人はこれからも雇います、ウチは過去にはこだわりません。



### 働きたい、そんな目をしていた。

昭栄重設(有) 代表取締役 中川 昭文さん・幸子さん

(昭文さん)

昔からやんちゃな子は雇っていましたが、保護観察中の子は、協力雇用主になってから初めて雇いました。彼の過去ではなく、彼がここで働いてどう成長できるかが大切なことだと思っていましたから。

家族思いなヤツでね、お母さんや弟たちのために一生懸命働いてましたよ。

保護司さんや保護観察官もよく指導してくれたので、あいさつもきちんとできるようになりました。

出会った時、良い目をしてるなあって思ったんです。働く意欲が満ちあふれている目でした。

(幸子さん)

主人は昔から出会いを大切にしている人で、自然に雇い入れました。私も不安はありませんでした。

仕事の厳しさや楽しさを感じることで、一人立ちできるようにお手伝いをするのが協力雇用主の本来の目的だと思います。でも母親の愛情もちよっぴり役立てたかしら。

●登録のお申し込みやお問い合わせは、最寄りの保護観察所へ